

(案)

奥久慈国有林の地域別の森林計画書

(奥久慈森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成33年3月31日

関東森林管理局

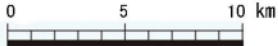
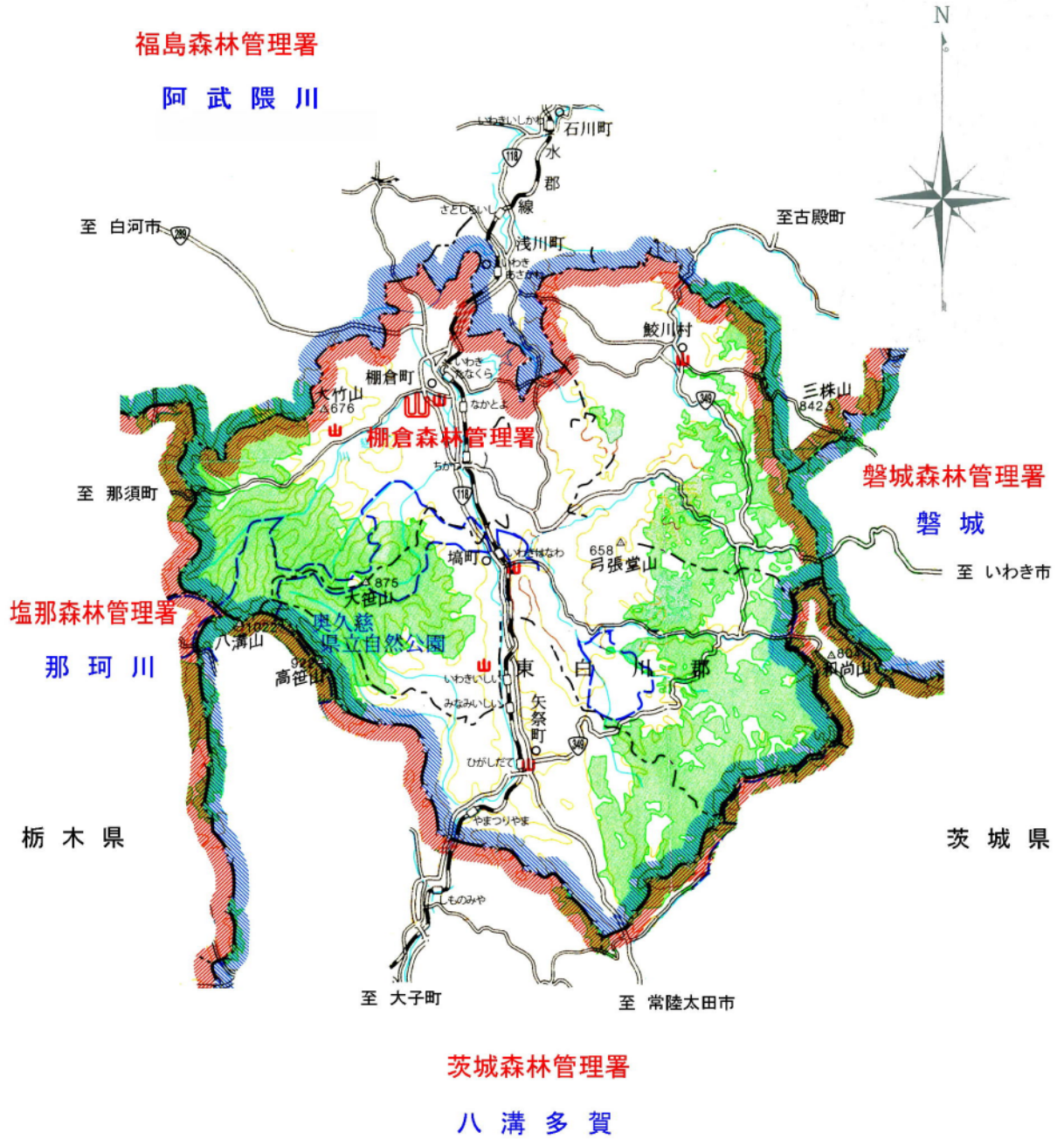
この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

奥久慈森林計画区の位置図



凡 例	
	森林計画区界
	森林管理署等界
	国有林
	森林管理署
	森林事務所

目 次

I	計画の大綱	
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1)	位置及び面積	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	3
2	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	7
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	8
(2)	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1)	森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	12
(2)	伐採立木材積	14
(3)	その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	15
4	造林面積その他造林に関する事項	16
(1)	造林に関する基本的事項	16
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	17
(3)	その他造林に関する必要な事項	17
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	18
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項	18
(2)	間伐立木材積	19
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項	19
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域	20
(2)	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	20
7	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	22
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22

8	森林施業の合理化に関する事項	2 3
(1)	林業に従事する者の養成及び確保	2 3
(2)	林業機械の導入の促進	2 3
(3)	作業路等の整備	2 3
(4)	林産物の利用促進のための施設の整備	2 3
9	森林の土地の保全に関する事項	2 4
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 4
(2)	森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	2 4
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 4
10	保安施設に関する事項	2 5
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2 5
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	2 5
(3)	実施すべき治山事業の数量	2 5
11	その他必要な事項	2 6
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 6
(2)	森林の保護及び管理	2 6
別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	2 7
別表 2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 8
別表 3	伐採立木材積	3 9
別表 4	人工造林及び天然更新別の造林面積	3 9
別表 5	公益的機能別施業森林の区域	4 0
別表 6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	4 6
別表 7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4 9
別表 8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	5 1
別表 9	実施すべき治山事業の数量	5 4
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	5 5
別表11	保安林の指定施業要件	5 7
別紙12	保安林の種類別の伐採方法	5 9
別紙13	自然公園区域内における森林の施業	6 0
別表14	砂防指定地等の森林の施業	6 1

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、福島県南部に位置し、東は磐城森林計画区、西は那珂川森林計画区、北は阿武隈川森林計画区、南は八溝多賀森林計画区にそれぞれ接し、「中通り」と呼ばれる地域の一部を占める棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村の3町1村を包括している。

当計画区の総面積は62千haで、福島県面積の4%を占めている。森林面積は49千haで、うち国有林は22千haであり、森林面積の44%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、東部が阿武隈山系、西部が八溝山系に大別される。

阿武隈山系は、福島県東部の中通り地方を中心として宮城県から茨城県に至っており、ゆみはりどうさん弓張堂山(658m)、あさひやま朝日山(797m)、さんごむろさん三鉦室山(871m)が南北に連なる起伏の小さい丘陵地帯を特色としているが、山中には浸食の進行に伴い多数の谷が形成され、谷筋には急傾斜地も見られる。

八溝山系は、福島県白河市南部から茨城県と栃木県の県境付近を南下し、筑波山に至っており、福島県棚倉町と茨城県大子町に跨って座す八溝山(1,022m)を主峰とし、たかざさやま高笹山(922m)、おおざさやま大笹山(875m)等の山稜が続いている。上中流部は概して穏やかだが、下流部の溪岸沿いの斜面は急峻なところが多く見られる。

これらの山系は、古くから林業が盛んで、県下でも有数の「奥久慈林業地」として人工林が造成されてきたところである。一方で、貴重な天然林も多く保存されており、その維持、保全が望まれている。

(イ) 水系

八溝山地を源とする久慈川が当計画区のほぼ中央を南流し、渡瀬川、近津川、川上川等の支流を合流し、茨城県大子町を経て日立市と東海村の間で太平洋に注いでいる。また、計画区北東部の山地を源とする鮫川は、北流した後、南東に流れを変え、いわき市勿来を経て太平洋に注いでいる。

水利用については、上流部では主に農業用水、発電用水として、中下流部では農業用水、上水道用水及び工業用水等として利用されており、その上流域にある森林は、水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

阿武隈山地は、先カンブリア紀の堆積層が火山活動によって変成作用を受けた古生代の変成岩類、中生代に貫入した花崗岩類および日立鉾山として採掘が行われた日立古生

層により構成されている。

八溝山地においては、砂岩、頁岩、凝灰岩、チャートなど古生代末期～中生代の地層により構成されている。また、久慈川流域には新第三紀の断層活動によって形成された太平洋から日本海まで直線的に伸びる棚倉破砕帯があり、久慈川はこの断層に沿って直線的に流れている。

当計画区は比較的安定な地盤と考えられ、また従来から地震による被害の少ない地域でもある。しかし、急峻な地形又は断層の走っている地域においては、国土保全に十分配慮することが必要である。

(イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が大部分を占め、局所的に黒色土・地下水土壌（グライ土壌）等がみられる。

八溝山地は一部を除き理学性に富み、適潤肥沃な土壌が多く、阿武隈山地は、概して風化が進み、粘質で堅密となった腐植の浸透が浅い土壌を主体とするが、上方から崩落した土が堆積した箇所では理学性の良好な土壌がみられる。

黒色土は主に阿武隈山地の山麓緩斜地に分布しており、火山噴出物を母材とした残積土で偏乾性土壌となっている。

一般に褐色森林土や黒色土は林木育成に適しているが、地下停滞水の影響を受けるグライ土壌では、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、太平洋型気候に属し、降水量は梅雨期から台風期にかけて多く、6～9月の4ヶ月で年降水量の5割に達する。

年平均降水量は約1,300mmであり、わが国の平均1,700mmに比べ降雨量は少ないが、阿武隈山地では多雨傾向となっている。

年平均気温は11～12℃となっているが、12月から2月にかけては、降雪量は僅かであるものの寒さが厳しいため、幼齢造林地は寒風害が発生する可能性があるため配慮が必要である。

エ 森林の概況

当計画区は、林業活動が古くから行われており、県内で最も人工林化の進んだ地域である。一方で、タブノキ、カシ類等の暖温帯性植物とブナ等の冷温帯性植物の太平洋側における接点として知られ、動植物の種類が多い地域でもあるため、天然林を維持、保全することにより、生物多様性を確保することが求められている。

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区は、全般的に土壌等自然的条件に恵まれているため、林地生産力が高く、スギ、ヒノキは県内の他の地域に比較して良好な生育をしており、古くから「奥久慈材」として知られるスギの産地化がなされ、充実した人工林資源を有している。

国有林における人工林の面積は約15千haで、森林面積の68%を占め、樹種別にはスギ51%、ヒノキ32%、アカマツ11%、その他6%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級(1～20年生)が11%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40年生)が56%、Ⅸ齢級以上(41年生～)が33%となっており、間伐適期の林分が多くなっている。

阿武隈山地に多く分布するアカマツ人工林は、広葉樹の進入が多く見られるので、公益的機能の維持増進を図るため、これらの広葉樹も活かしながら育成することが必要である。

これら人工林のうち、良質な木材の生産が困難な林分についても、国土保全、水源かん養機能の維持、向上のため健全な森林状態を維持することが求められている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は約6千haで、森林面積の29%を占めている。

八溝山地東域と阿武隈山地全域に広がる二次林はアカマツ、コナラ等を主体とした林分が多く、生育は概ね中庸である。また八溝山地には、ブナ、ケヤキ、ミズナラを主体とする自然度の高い広葉樹林が分布しており、貴重な天然生アカシデ、ケヤキ林は保護林として保存されている。

これらの天然林は、野生生物の重要な生息・生育地でもあることから、その維持、保全が重要である。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の総人口は、福島県人口の2%に当たる約37千人(平成17年国勢調査による)で、年々減少傾向にある。

就業者人口は、約21千人となっており、産業別の就業者割合は、第1次産業が16%、第2次産業が44%、第3次産業が40%で、県平均と比べて第1次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区内の土地の総面積約62千haのうち、森林は78%(49千ha)を占めており、森林率は県平均(71%)に比べて高くなっている(平成21年度福島県勢要覧による)。

このうち国有林は約22千haであり、森林面積の44%を占めている。森林率の高さからも、災害の防止、水源のかん養、生活環境や生物多様性の保全、木材の供給等において、森林が極めて重要な位置を占めていることが伺える。また、稲作を中心とした農耕地が6%、その他が16%となっている。

ウ 交通網

当計画区の基幹道路は、久慈川に沿って南北に走る国道118号の縦断道路と、国道289号及び349号の横断道路によってネットワークが形成されている。

鉄道は茨城県の水戸と福島県の郡山を南北に結ぶJR水郡線が久慈川に沿って走っており、川の景色を楽しめる路線として知られている。

また、東北地方と首都圏を結ぶ東北新幹線、東北自動車道、磐越自動車道、福島空港等による高速交通網への連絡道も整備されている。

エ 地域産業の概況

第1次産業のうち、農業では稲作、畜産を中心に、コンニャクイモ、葉タバコ、茶、花卉等の栽培が盛んである。林業では「奥久慈材」として知られるスギ材の東日本有数の産地であり、シイタケ等のきのこ生産も盛んである。

第2次産業は、棚倉町を中心とした精密機械や電子部品等の生産が多く、地場産業には、棚倉町や埴町で盛んな木工、鮫川村の木炭等がある。

第3次産業は、棚倉町を中心に商業が発達している。また、八溝山や奥久慈溪谷など優れた景勝地や温泉等の自然資源を背景に、行政と地域が一体となり観光業を振興している。

オ 林業・林産業の概況

当計画区には森林組合が1組合あり、その組合員の森林所有面積が民有林の88%を占めており、造林、保育、生産、販売等の事業を通じて地域産業の中で重要な役割を果たしている。しかし、一次産業のうち林業の占める割合は8%であり、林業労働者の高齢化や農山村の過疎化に伴い、林業従事者も年々減少してきている。さらに、木材価格の長期低迷等により、林業・林産業のおかれている環境は一層厳しいものとなっている。

しかし、当計画区は、スギ、ヒノキを主体とした人工林化が県内で最も進んでおり、奥久慈八溝地域は古くから林業活動が行われてきた地域である。特に、埴町、棚倉町を中心にスギの産地化がなされ、首都圏市場では「奥久慈材」としてよく知られており、製材工場においても国産材が高い割合で使用されている。

また、当地域は、川上から川下まで低コストで大ロットの木材供給体制の構築を目指して、大規模な製材メーカーや森林組合、奥久慈流域林業活性化センター等が連携し、素材生産から製材、加工、販売まで一貫して行う、地域材の安定供給・加工システムの形成が進められており、国有林においても、協定に基づき木材を直送している。

さらに、これまで林地に放置されていた端材等の林地残材を、木質バイオマス燃料等として利用する取組も進められており、木材の有効活用・木材自給率の向上に向けて、今後とも国有林と民有林関係者が連携していくことが求められている。

2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与等森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応じて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくためには、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水土保全機能の発揮

久慈川上流部では集中豪雨等による土砂の崩壊、流出等が発生し、下流域では洪水が度々発生している。また、阿武隈山地には水力発電所が多く見られ、水土保全機能の観点から、森林の意義は極めて大きいものとなっている。これらのことを踏まえ、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策、並びに、人工林における抜き伐り等により下層植生の生育を促し水源かん養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全の確保を図る。

(2) 生活環境の保全

保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策等により周辺の森林を維持・管理し、地域住民の生活環境の保全を図る。また、比較的緩やかな傾斜である鮫川地区は付近に牧場が開拓されており、採草放牧地等の場としての提供を行う。

(3) 生物多様性の保全

八溝山地一帯は良好な自然環境を維持しているとともに、山頂付近は貴重な林木の遺伝資源があることから、その維持・保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を与え、更にこれらを補食する希少猛禽類等の餌場としての活用も期待するなど、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

八溝山地一帯は、奥久慈県立自然公園に指定され、美しい山岳景観を提供しているとともに、里山として生活に密着したふれあいの場、山本不動など野外教育や環境教育の場、として利用されており、また、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村交流の場として、今後とも森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の供給

埴町、棚倉町を中心に古くから林業が盛んで、「奥久慈材」として知られるスギの産地と

して優良な人工林地帯を形成している。

これら人工林では、木材資源の質的向上と森林の水土保全機能を高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。なお、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

(6) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標の確保に向けて間伐等の森林整備を着実に実施する等、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		21,469.32	
市 町 村 別 内 訳	棚 倉 町	5,716.85	
	矢 祭 町	3,106.65	
	埴 町	9,005.49	
	鮫 川 村	3,640.33	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び棚倉森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉

が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保持林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進する

こととする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風、霧、騒音、粉塵等の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持推進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区 分	面 積
総 数	21,469
水 土 保 全 林	18,702
森林と人との共生林	503
資源の循環利用林	2,265

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種							
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	針 葉 樹 (その他)	ク ヌ ギ	広 葉 樹 (用 材)	広 葉 樹 (その他)
全 域	45	50	40	40	55	15	65	20

(注) 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

イ 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下(法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内)とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下(天然更新を行う場合はおおむね10ha以下)とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%(人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内)とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下(法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内)とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保持林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法

令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。

- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することよりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- 主伐については、(ア) 及び (イ) の留意事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 生産目標別の主伐の時期

当計各区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期待径級(cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中 仕 立	2 2	4 5
		造 作 材	〃	3 6	8 0
	ヒ ノ キ	一般建築材	〃	2 2	5 0
		芯 持 柱 材	〃	2 2	5 0
		造 作 材	〃	2 6	8 0
	アカマツ	一般建築材	〃	2 4	5 0
		造 作 材	〃	3 0	8 0
	カラマツ	一般建築材	〃	2 2	5 0
		造 作 材	〃	2 4	8 0

(オ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア カ マ ツ ク ロ マ ツ	カ ラ マ ツ
全 域	25	30	25	25

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

樹種	スギ	ヒノキ
植栽本数	3,000	3,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着

床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときには、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区 分	面 積
総 数	2 1 7

(注)「育成複層林施業導入」とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業（下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業、間伐）を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。
また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	一般建築材	2 5	3 5				○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木或いは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造 作 材	2 5	3 5	4 5	5 5	6 5	
ヒ ノ キ	一般建築材	3 0	4 0				
	芯 持 柱 材	3 0	4 0				
	造 作 材	3 0	4 0	5 0	6 5		
アカマツ	一般建築材	3 0	4 0				
	造 作 材	3 0	4 0	5 0	6 5		
カラマツ	一般建築材	3 0	4 0				
	造 作 材	3 0	4 0	5 0	6 5		

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
	アカマツ	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○											
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	○	→		←	△	→		
	アカマツ					←	△	→			←	△	→			
	カラマツ					←	○	→			←	△	→			
除伐	スギ									←	○	→		←	○	→
	ヒノキ									←	○	→		←	○	→
	アカマツ								←	△	→		←	△	→	
	カラマツ							←	○	→			←	△	→	

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される有用天然木の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種の特徴、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域については、別表5のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、複層状態の森林への誘導の際には広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における
施業の方法
伐採の方法は択伐とする。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進する。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

8 森林施業の合理化に関する事項

当計画区は、林業・林産業の活動が活発に行われており、民有林、国有林ともにスギ、ヒノキを中心とした人工林化が進んでいる。国有林においては、人工林率が68%と高く、間伐適期の林分が多くなっている。

森林施業の合理化については、地方公共団体や林業・林産業の関係者と緊密な連携を図りつつ、以下により林業の担い手の育成強化、林業の機械化、国産材の産地体制の整備等に貢献する。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

当計画区における林業事業体は、素材生産関係では比較的規模の大きい事業体もあるが、全体的には規模は小さく、就労者は農業と兼業している者も多い。更に事業量の減少、林業労働者の減少、高齢化等によりその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 作業路等の整備

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、作業道及び作業路が有機的に連結するよう路網を整備するとともに、作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

当計画区は、古くから林業活動が活発で、地域散在の流通の拠点として「東白木材市場」、「奥久慈木材流通センター」が開設されており、良質材の生産と木材安定供給基地としての役割が期待されている。また、国有林にあっては、スギを中心とした高齢級の人工林材の供給について期待が大きい地域である。

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、市場機能を活用し原木の安定供給に取り組むとともに、システム販売により需要拡大を推進するなど、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援する。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、別表8のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については、別表9のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、松くい虫等による病虫害が発生する恐れのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、関係行政機関等との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止の普及啓発を図るため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

(1) 水源かん養機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
総 数		17,575.37
棚倉町	計	4,716.40
	1い～る ₁ 2～5全、7～14全 15い～り、る～た、そ～な 16い～は、ほ～わ ₂ 、た 17～18全 19い ₂ ～わ ₄ 20～27全 28ろ～に、へ～ち ₂ 、ぬ～る ₁ 、る ₃ ～る ₄ 、よ ₁ ～れ 29は～つ 30全 31は ₁ 、と ₁ ～た、そ ₂ ～む ₂ 、う、ハ ₁ ～ハ ₂ 32ろ、ほ～ぬ、る ₂ ～わ、ロ 33い～に、へ、ぬ ₁ ～ぬ ₂ 、た ₁ ～た ₂ 、ね 34ぬ ₁ ～お 35ろ ₁ ～そ ₂ 、ロ ₁ ～ロ ₃ 38い ₁ ～に ₂ 、と	
矢祭町	計	2,795.54
	58～63全 64い～た、れ ₂ ～な、う ₁ ～う ₄ 65い ₁ ～い ₂ 、は～に ₉ 、へ～る ₂ 66い ₂ ～い ₃ 、ほ ₁ ～る ₂ 、か～つ ₂ 、な ₁ ～う ₁ 、の～け ₂ 67い～ぬ、る ₂ ～る ₄ 、れ～お 68い ₁ ～ぬ、る ₂ ～か ₇ 69い～に、へ～つ 70い～そ ₁ 、ね ₁ ～の ₂ 、ロ 71い ₂ ～ち ₂ 、ぬ ₁ ～ら 72に ₁ ～に ₅ 、ほ ₄ 、と ₁ ～つ ₄ 、つ ₆ ～な、う 73ろ ₁ ～に ₁ 、に ₃ ～へ ₆	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
矢祭町	74い ₂ ～ち、り ₂ ～ね、ロ 75い～ほ ₂ 、へ ₂ ～よ ₃ 、ニ 76い ₁ ～は、ほ、ぬ ₁ ～る、よ～の 77い～わ ₂ 、よ ₁ ～よ ₇ 78全 79い ₄ ～い ₅ 、ろ ₁ ～か ₄	
埴町	計 43ほ、と、り、る 44い ₁ ～い ₂ 45よ 46は～に 47全 48い、は～り 49全 50ろ～ほ ₃ 、ほ ₅ ～る ₆ 51～57全 80い ₁ ～は ₂ 、ほ ₁ ～と、り、る ₁ ～イ ₁ 81ろ ₂ 、に ₁ ～に ₂ 、と～る ₂ 82～83全 84い～な ₂ 85い～ろ、に ₁ 、ほ～な 86い～ろ、に～と、ぬ ₁ ～る ₁ 、る ₃ 、わ～イ ₁ 87～94全 95い ₁ ～い ₂ 、ろ ₂ ～る ₁ 、わ、か ₂ ～む ₂ 、ロ 96～97全 98い ₁ ～と ₃ 、ち ₂ ～た、ね ₅ 、う ₂ 、お、イ ₂ 99い ₁ ～ほ、と～た、そ～ね、ら～く ₂ 100は～へ、る ₁ ～わ ₂ 、わ ₄ ～よ、れ、そ ₂ ～つ、ら ₁ ～ら ₂ 、う ₁ ～う ₄ の ₂ ～お ₁ 、く～め ₂ 、ハ ₃ 101い ₁ ～ほ、ち ₁ ～わ ₂ 102ろ ₁ ～つ、う、や～け 103～104全 105い ₁ ～い ₂ 、ろ～は ₂ 、へ～え 106い～ほ ₂ 、と、る ₁ ～る ₃ 、よ～む ₃ 、の～ふ	6,836.61

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
埴町	107全 108い～に、へ～る ₂ 、か ₁ ～れ、イ 109い ₁ ～へ ₂ 、ち～る ₂ 、そ～む、ハ 110い～れ、そ ₂ ～な ₂ 111ほ ₁ ～ほ ₂ 、へ ₁ ～ち ₂ 、り ₁ ～ぬ ₁ 、る ₇ ～る ₈ 、か ₁ ～か ₅ 、た～う ₂ う ₄ ～う ₈ 、の ₁ ～ま ₂ 、こ ₁ ～め ₂ 、め ₄ ～ひ ₂ 112い ₁ ～と、る ₁ ～わ、よ ₁ ～つ 113全	
鮫川村	<p style="text-align: center;">計</p> 114い ₁ ～ろ、に ₁ ～れ 115は ₁ ～は ₄ 、に ₅ ～ち ₁ 、り ₁ 、ぬ ₁ ～わ ₁ 、わ ₄ ～れ ₃ 116い～へ ₁ 、と ₁ ～と ₁₅ 、る ₁ ～そ 117ほ～へ ₁ 、へ ₄ ～る ₁ 、た～そ、む ₁ ～う ₂ 、ロ 118全 119い ₁ ～い ₄ 、わ ₁ ～イ 120い～に、へ～る ₂ 121～122全 123い～ほ、と～た、そ、ロ 124ろ ₁ ～へ ₂ 125全 126い～ぬ、る ₃ 127ろ～へ ₁ 、へ ₃ ～と、ぬ、わ ₂ ～な 128い ₁ ～い ₂ 、い ₄ ～ほ ₂ 、へ、ち～ぬ、る ₃ ～わ ₂ 129は、ほ～へ ₂ 、ち～よ ₂ 、た、ハ 256全、258全、266～273全	3,226.82

(2) 山地災害防止機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		2,225.54
棚倉町	計	601.18
	15ぬ、れ 16に、か～よ 27ろ、へ 28い、る ₂ 、わ ₁ 、か 29い～ろ 31は ₂ 、へ、れ～そ ₁ 、む ₃ 、口 34く 35つ 36～37全 38ほ～へ、ち～る	
埴町	計	1,613.92
	39～41全 42に～あ 43い ₁ ～に、へ、ち、ぬ、わ ₁ ～そ 44ろ～く、イ ₃ 45い～る ₂ 、た～イ 46い～ろ、ほ～り 57へ ₂ 、よ ₁ ～よ ₂ 、た ₂ 、れ ₃ 、そ ₂ 、つ ₃ ～ね、ハ ₂ 100い ₁ ～ろ、わ ₃ 、ハ ₁	
鮫川村	計	10.44
	115い、へ ₈ 、ち ₂ 、り ₂ 117ろ、へ ₂ ～へ ₃ 128ほ ₃ 、と 129よ ₃ ～よ ₄ 270そ～つ	

(3) 生活環境保全機能
該当なし

(4) 保健文化機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		2,141.18
棚倉町	計	1,336.88
	10わ 15ち～る、か～そ 16は～ほ、ぬ、か～た 23～27全 28い～ろ 29よ 30へ～イ 31む ₂ ～む ₃ 33ぬ ₂ 、わ ₁ 、わ ₃ 、よ ₁ 34へ ₂ ～ち ₁ 、り ₂ ～る、か～よ、つ～ね、ら 36い～つ 37～38全	
矢祭町	計	50.60
	60と～り	
塙町	計	753.70
	39～41全 42い～と 50る ₅ ～る ₆ 51る 52わ ₁ ～か、な ₁ ～な ₂ 、な ₄ 53へ ₁ ～へ ₂ 、る ₁ ～る ₂ 、よ、れ～そ ₂ 、ね～な ₂ 、う 54ぬ ₃ 、る ₂ ～る ₃ 、わ ₁ ～イ ₂	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
埴町	55わ～よ ₂ 85に ₂ 86る ₂ 、る ₄ 100い ₁ ～ろ、に ₅ ～に ₆ 、る ₁ ～ね ₃ 、ら ₂ 、ハ ₁ 、ハ ₃	

(5) 木材等生産機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		15,365.07
棚倉町	計	4,427.06
	1ろ ₁ ～は ₂ 、へ～と ₂ 、ち、ぬ ₁ ～ぬ ₂ 、る ₁ ～わ 2い～に ₄ 、ほ ₁ 、へ～と ₂ 3い ₁ ～は ₄ 、ほ ₁ ～ほ ₄ 、ほ ₆ ～ほ ₇ 、と～り ₂ 4い ₁ ～は、ほ ₁ ～ぬ ₂ 5い ₁ ～い ₂ 、ろ ₁ ～は ₁ 、は ₄ ～へ ₁₈ 、と～ぬ ₅ 、る ₂ ～よ ₆ 、れ ₁ ～そ、ね 6い ₁ ～い ₂ 、ほ、ち ₁ ～ち ₂ 7い ₁ ～い ₂ 、ろ～に ₁ 、に ₃ ～へ ₃ 、と ₁ ～か 8全 9い ₁ ～か ₁ 、か ₄ 、か ₆ ～か ₁₀ 、よ ₁ ～た ₂ 、た ₄ ～ね ₂ 10い ₁ ～る ₃ 11い、は～ほ ₂ 、ほ ₄ ～ほ ₅ 、へ ₂ ～へ ₃ 、と ₁ 、と ₃ ～ち ₄ 、ぬ ₁ る ₁ ～る ₂ 、か～よ 12い ₁ ～は ₇ 、に ₂ 、へ～と ₁ 、と ₃ ～と ₈ 、と ₁₀ ～ち ₂ 13い ₁ ～ろ ₅ 、ろ ₇ 、ろ ₉ ～は ₂ 、は ₄ ～は ₅ 、は ₈ ～は ₉ 、は ₁₁ ほ ₂ ～ほ ₇ 、へ～と ₂ 、と ₄ ～と ₅ 、と ₇ 、と ₉ ～ぬ ₃ 、ぬ ₅ ～る ₂ 14い ₁ ～い ₅ 、は ₁ ～ち ₁₃ 15ろ～ほ、と、わ、つ～な 16い～ろ ₂ 、へ ₁ ～り、る～か 17い～へ ₅ 、ち ₁ ～ぬ ₄ 18い ₁ ～ろ ₂ 、は ₁ ～ぬ ₂ 、わ～そ ₁ 、そ ₃ ～つ ₃ 、つ ₅ ～つ ₆ 19い ₁ 、ろ ₁ ～ち ₂ 、り ₃ ～り ₄ 、る ₁ ～る ₂ 、わ ₁ ～わ ₄ 20い ₁ ～へ ₁ 、へ ₃ ～ち ₁ 、ち ₃ ～ち ₄ 、り ₃ ～り ₅ 、り ₇ 21い～へ ₈ 、ち ₁ ～り、る 22い～ち ₅ 、ち ₇ ～り 23い ₁ 、い ₄ ～は、ほ ₁ ～ほ ₂ 、へ ₁ ～と ₂ 、り ₁ ～ぬ ₃ 、る ₂ 、わ ₁ ～わ ₂ 24い ₂ ～い ₁₀ 、ろ～へ ₁ 、へ ₃ ～へ ₇ 、と～ち ₂ 25い ₂ ～い ₃ 、ろ、ほ ₂ ～ほ ₆ 、と ₁ 、ぬ 26ろ～へ ₂ 、と～ぬ ₂ 、る ₂ 、か ₁ ～よ ₁ 、れ ₁ ～そ ₆ 27い、へ～な 28は、ほ、ち ₁ ～た ₂	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
棚倉町	29に ₁ ～ほ ₂ 、ほ ₄ ～と ₂ 、ち ₁ 、ち ₃ 、ち ₅ 、り～ぬ、わ ₁ ～わ ₃ 、た そ ₁ ～そ ₂ 、つ 30い、は～ほ ₄ 31い ₁ ～よ、そ ₁ ～つ ₄ 、な～む ₁ 、う 32い～り ₂ 、ぬ～る ₅ 33い～は ₂ 、ほ ₁ ～ほ ₂ 、と～り、る ₁ ～つ 34い～り ₂ 、ぬ ₂ 、わ～た、そ ₁ ～そ ₅ 、つ～ね、ら、う ₁ 、う ₃ ～う ₅ の ₁ ～の ₂ 35い～ろ ₂ 、は ₂ 、ほ～り ₃ 、る ₁ ～た ₃ 36は、な 37は 38い ₁ ～ろ、に ₁ ～に ₂	
矢祭町	<p style="text-align: center;">計</p> 58い～ろ ₂ 、ろ ₄ 、に 59い ₁ ～に ₁ 、ほ、と ₁ ～る ₁ 60い ₁ 、ろ～に ₂ 61い ₁ ～い ₂ 、は～ほ ₂ 、へ ₁ ～へ ₂ 、と ₁ ～る ₆ 62い～に ₂ 、へ～る ₁ 、る ₃ ～わ ₄ 、か ₂ 、か ₄ ～か ₆ 、よ ₁ ～れ ₂ 63い ₁ 、ろ～は、に～ち ₃ 、り～ぬ ₂ 64ろ、に～ほ、と～ぬ ₃ 、る ₂ ～る ₄ 、か ₁ ～よ、れ ₁ ～ね ₃ 、ら～う ₂ 、う ₄ 65い ₁ ～ろ ₂ 、に ₃ ～に ₆ 、に ₈ ～へ、ち～る ₁ 66い ₁ 、ろ～に、ほ ₂ ～り ₂ 、ぬ ₂ ～ぬ ₃ 、る ₂ ～わ ₄ 、よ～た ₂ 、れ ₂ ～そ ね ₁ ～く、け ₁ ～け ₂ 67い～に ₁ 、ほ～と、ぬ～る ₂ 、る ₄ 、か～つ ₂ 、な～む、う ₃ ～の 68い ₁ ～い ₃ 、に～と、り ₂ ～わ ₃ 、わ ₅ ～わ ₆ 、か ₁ 、か ₃ ～か ₅ 、よ ₁ ～よ ₄ 69い～と ₂ 、る ₁ ～よ、れ～そ 70い～ろ ₂ 、ほ～る ₁ 、か、れ ₁ ～れ ₂ 、つ～な、う ₁ ～う ₃ 、の ₂ ～く 71い ₁ ～ろ、へ ₁ 、へ ₅ ～ぬ ₂ 、わ ₂ ～ら 72い ₁ ～い ₂ 、に ₁ ～に ₄ 、ほ ₁ ～ほ ₃ 、へ～ち、ぬ ₁ ～る ₄ る ₆ ～る ₉ 、る ₁₁ ～か、た～そ、つ ₂ ～つ ₃ 、つ ₅ ～つ ₈ 、ね ₁ ～ら ₃ 73い、に ₁ ～に ₃ 、へ ₂ ～へ ₃ 、へ ₆ 74い ₁ 、は ₁ ～に、へ ₁ 、ち～ぬ ₅ 、る ₁ ～わ ₁ 、わ ₃ ～よ ₅ 、そ ₁ ～そ ₃ つ ₂ ～つ ₃ 75い、に～ほ ₁ 、へ ₁ ～と、り ₁ ～よ ₂	2,414.95

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
矢祭町	76に、か ₁ ～な ₄ 、な ₆ ～む、う ₂ ～う ₄ 、う ₆ 77い～ろ ₂ 、に～り、る ₂ ～た ₂ 78い ₁ ～い ₃ 、ろ ₁ ～ろ ₆ 、ろ ₈ ～ろ ₁₀ 、は ₂ 、は ₅ ～は ₆ 、は ₈ ～は ₉ に ₃ ～に ₄ 、ほ ₂ ～ほ ₃ 、ほ ₅ ～ほ ₆ 、へ ₁ ～ち 79い ₄ 、ろ ₁ ～ろ ₂ 、は ₃ 、に ₁ ～に ₆ 、へ ₁ ～り ₂ 、わ ₁ ～か ₂ 、か ₄	
埴町	<p style="text-align: center;">計</p> 39ぬ 40ほ 42い～は 43い ₂ 、ほ、り 44わ、う ₁ ～う ₂ 、の 45る ₂ ～た 47い～は ₁ 、に～ほ、と～わ 48ろ～に ₁ 、ほ～り 49い ₂ 、は～と、り～る ₁ 50い～り、ぬ ₃ ～る ₆ 51ろ ₁ ～ろ ₃ 、ろ ₅ ～に ₁ 、ほ ₁ ～ほ ₄ 、へ ₂ ～へ ₃ 、と ₁ ～と ₅ 、り ₁ ～る 52い ₂ ～い ₄ 、ろ～に ₄ 、に ₆ ～に ₇ 、ほ～ぬ、る ₂ ～る ₅ 、わ ₁ わ ₃ ～た、そ～な ₃ 、ら～む ₁ 53い ₂ ～ろ、に ₁ ～に ₂ 、ほ ₂ ～へ ₁ 、ち～り、る ₂ 、か～の ₂ 54い ₁ ～い ₃ 、は、ほ、ち～り、る ₆ ～る ₇ 55い、は、ほ ₁ ～ほ ₅ 、ほ ₈ ～ほ ₉ 、と ₂ ～と ₄ 、ち ₂ ～ぬ ₁ 、る ₁ ～る ₃ よ ₁ ～よ ₂ 56い～に 57い～ろ、に～ほ、と ₁ ～ち、ぬ～か、よ ₂ ～れ ₃ 、そ ₁ ～ら 80い ₁ ～に、ほ ₂ ～ほ ₉ 、ほ ₁₁ ～ぬ、る ₃ 81ろ ₂ 、に ₁ ～に ₂ 、と～ち、り ₄ ～る ₂ 82ろ～り ₆ 、り ₈ ～り ₁₃ 、ぬ ₁ ～る ₂ 、れ～つ ₂ 83ろ、に～へ ₂ 、と ₂ ～り ₁ 、り ₄ 、ぬ ₁ ～ぬ ₂ 、わ ₁ ～わ ₂ 、よ ₃ ～よ ₄ た～れ、ね 84い、は～に ₂ 、ほ ₃ ～ほ ₆ 、へ、ち～ぬ、わ～か ₁ 、か ₃ ～か ₅ れ、つ～ね 85ろ～に ₁ 、ほ～と ₃ 、る ₂ ～る ₄ 、れ、ね～な 86い～は、ほ～へ ₃ 、へ ₅ ～へ ₆ 、ち～る ₁ 、わ～た ₃ 、れ ₁ ～う、お	5,687.54

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
埴町	<p>87ろ～ぬ₂</p> <p>88い₁～ほ₁、へ～わ₂、わ₄～か₂、た₁、た₃、れ₁～む</p> <p>89ろ₁～は₃、ほ～へ₂、ち₁～る₁、わ～た、そ～な₃、む～う₂</p> <p>90ろ₁、は₁、に₁～と₁、り、る～わ₃、か、た₁～れ₁、そ₁～つ う₂～や、ふ、え₁～え₅、て₁～あ</p> <p>91い～ぬ₂、る₁～わ₂、か～た₃、た₆、つ₁～つ₂、ね₁～ね₂ む₁～む₃、う₃、う₆</p> <p>92い～ろ、に～へ、ち₁～ぬ₃、ぬ₅～わ₉、か₃、か₅</p> <p>93ろ₁～ろ₂、は₂～は₃、ほ～へ、る₁、か～よ₁、よ₃～た₂</p> <p>94い～に₂、ほ、と～ち₂、ち₄～り</p> <p>95い₁～ろ₂、ほ、と₁～と₂、り～か₁、よ～た、そ₁、ら₁</p> <p>96い₁～い₂、は～ぬ、わ、よ～ね</p> <p>97い～ろ、に～へ、ち～か₄、た₁～れ</p> <p>98い₁、は～へ₁、と₂、ち₁～ち₂、り₄～わ₁、か₁～か₂、よ₂ た～そ、ね₁～ね₄</p> <p>99い₁～い₃、ろ～る₄、か₁～そ、つ₂～つ₃、な、む₁～む₂、の₁ お₁、く₁～く₂</p> <p>100は～へ、ぬ₁～る₃、わ₁～わ₂、わ₄～よ、れ、そ₂～つ、な、む の₁、お₁、く～て₂、あ～き₁、き₃～め₂</p> <p>101い₁～い₃、ろ～ち₂、ち₆～ち₇、ぬ～わ₂</p> <p>102い～ろ₁、は₁～に₁、に₄、に₇、ほ～り、る₁～そ₂、う、や～け</p> <p>103い₁、い₃～ろ、に₁～る₁</p> <p>104い、は～へ₁、へ₆～そ、ね～な、む₁～う₁、お₁～や、ま₃～ま₄ け～ふ、え₁、て～き</p> <p>105ろ、へ～と、り～る₁、わ～む、の₁～く、え</p> <p>106い～ほ₂、と、る₁～る₃、よ～れ、つ₁～う₄、の～ま₃、け～ふ</p> <p>107い₁、ろ～は₁、に₁～る₂、わ</p> <p>108い、は、ほ～わ、つ</p> <p>109い₁、い₃～い₄、ろ₇、に₁～と、る₁、る₃、れ～つ、な、む～お</p> <p>110い～は、ほ₃、ほ₅、へ₁、と₂、り、る₁～る₂、か₂～よ そ₁～そ₂、つ₂～な₂</p> <p>111い～ろ、へ₁、と、ち₂、り₃～り₇、る₇～る₈、わ、か₂～か₃ か₅～よ₄、れ₁～つ₁、ね～ら₃、う₁～う₆、う₈、の₁～の₅ お₂、お₅～お₈、く₁～や₃、や₆～ま₁、け₁～け₂、こ₁～こ₃ て₁～あ、ゆ₁～め₁、め₃～め₄、ひ₂</p> <p>112い₁～に、へ～る₂、わ～よ₃、よ₅～よ₆、よ₉～た₁、た₄～そ</p>	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
埴町	113ろ～と	
鮫川村	<p style="text-align: center;">計</p> <p>114い₁～い₄、は、へ、ち₁～る₁、か～よ</p> <p>115ろ₁～は₃、に₁～に₄、ほ～へ₃、へ₅～へ₇、と～ぬ₂、る₂ わ₂～わ₃、わ₆～わ₁₀、か～た</p> <p>116い～に₃、に₅～に₆、ほ₂～ほ₃、へ₁～と₃、と₅～と₈ と₁₁～と₁₂、と₁₄～ち、ぬ₁～ぬ₂、る₅～そ</p> <p>117ほ～へ₁、へ₄～る₁、つ、ら、う₁～う₂</p> <p>118ろ₃～ろ₄、は₁、は₃、は₅～ち、ぬ₁～ぬ₃、ぬ₅～ぬ₆ ぬ₈～ぬ₉、ぬ₁₁～る₂</p> <p>119る₁～る₂</p> <p>120い～ほ、り、る₁～る₂</p> <p>121は、ほ～へ、ち₁～ち₃、る₃、る₅、か～ら、う₁</p> <p>122い、は～に₁、ほ₁、へ₁～へ₈、ち～ぬ</p> <p>123い～は、ほ、と～り₂、る₁～た、そ～つ</p> <p>124い～ろ₂、は₂～は₃、ほ～へ₁</p> <p>125い₁～ろ、に～へ₂、ち₁～ぬ、る₃～る₄、わ₁～か₁₃、た</p> <p>126は₁～は₂、ほ、と～ち₁、る₁、わ₁～わ₂</p> <p>127い～に、へ₂、と～り、る₁～わ₁、よ～ね</p> <p>128い₁、ろ₁、は～に、へ、ち～ぬ、る₃～わ₂、そ～つ</p> <p>129い、に～ほ、と～わ₄</p> <p>256い～ろ、に～ほ、と～ち₂、り₂、ぬ～る、た～そ、ね₁～ね₄ な～く、ま</p> <p>258い～ち、ぬ～る、わ₂～れ、ね₁～な₂</p> <p>266い、ろ₂、は、ほ～へ、ち～か、よ₂～つ、な₁～の₃、お₁～こ₁ え、あ～め₂、し～ひ</p> <p>267い～と、ぬ～よ、そ～な、む₅、の～や</p> <p>268全</p> <p>269い、へ～ち、る₂～よ、そ～ら、む₃～や、け</p> <p>270い～る₁、わ₁～か、た～の₂、く～や、け～え、あ、き～し</p> <p>271ろ～う₁、お₁～こ₂、て₁～て₂、き～ゆ、み～し₃、も～せ</p> <p>272は～に、り～る₁、わ～か₁、よ₁、た₁～た₄、れ₂～ら、う～ま₅ け～こ</p> <p>273い₁～に₁、ほ～れ₁、そ₁、そ₃、つ₁～つ₃、ね～け₂、け₄～さ</p>	2,835.52

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	14,748	14,531	12,807	69	1,872
	育成複層林	468	685	447	17	4
	天然生林	5,695	5,695	4,976	393	326
森林蓄積 m ³ /ha		195	196			
林道整備率 %		36.3	49.3			

(注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- ア 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- イ 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- ウ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

- *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
- *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	900	885	15	294	285	9	606	600	6

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	1,468	375

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積
総数		18,701.63
棚倉町	計	4,949.12
	1い～る ₁ 2全 3ろ ₁ ～と、り ₁ ～イ 4い ₁ ～と ₅ 、と ₇ ～ぬ ₂ 5い ₁ ～た、つ 7い ₃ 、は～か、ロ ₂ ～ハ 8い～に、へ～ち 9い ₁ ～た ₉ 、そ ₁ ～ね ₂ 10い ₁ ～る ₃ 11い～ろ ₄ 、に ₁ ～へ ₁ 、へ ₃ ～よ 12～14全 15い～と、わ、つ～な 16い～ろ ₂ 、へ ₁ ～り、る～わ ₂ 17～18全 19い ₂ ～わ ₄ 20～23全 24い ₁ ～い ₉ 、い ₁₁ ～ほ、へ ₂ 、へ ₅ ～ち ₃ 、る～か 25い ₁ ～ろ、ほ ₁ ～る、よ～た 26い～へ ₃ 、と～そ ₇ 27い、へ～な 28は～に、へ～ち ₂ 、る ₁ ～る ₄ 、か～れ 29～30全 31は ₁ ～は ₂ 、と ₁ ～そ ₁ 、つ ₁ ～む ₁ 、う、ロ～ハ ₂ 32ろ、ほ～ぬ、る ₂ ～わ、ロ 33い～に、へ、ぬ ₁ ～ぬ ₂ 、た ₁ ～た ₂ 、ね 34ぬ ₁ ～く 35ろ ₁ ～つ、ロ ₁ ～ロ ₃ 36ろ～ほ、か～む、ハ 37全 38い ₁ ～に ₂ 、り～る	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
矢祭町	<p style="text-align: center;">計</p> <p>58全 59い₁～ほ、へ₂～わ 60い₁～い₂、は～へ 61～62全 63い₁～い₂、は₁～は₂、ち₁～イ 64い～る₃、わ～た、れ₂～な、う₁～う₄ 65い₁～い₂、は～に₉、へ～る₂ 66い₂～い₃、ほ₁～る₂、か～つ₂、な₁～う₁、の～け₂ 67い～ぬ、る₂～る₄、れ～お 68い₁～ぬ、る₂～か₇ 69い～に、へ～つ 70い～そ₁、ね₁～の₂、ロ 71い₂～ち₂、ぬ₁～ら 72に₁～に₅、ほ₄、と₁～つ₄、つ₆～な、う 73ろ₁～に₁、に₃～へ₆ 74い₂～ち、り₂～ぬ₄、ぬ₆～ね、ロ 75い～ほ₂、へ₂～よ₃、ニ 76い₁～は、ほ、ぬ₁～る、よ～の 77い～わ₂、よ₁～よ₇ 78全 79い₄～い₅、ろ₁～か₄</p>	<p style="text-align: center;">2,667.29</p>
埴町	<p style="text-align: center;">計</p> <p>39～41 全 42に～あ 43～44全 45い～る₂、よ～イ 46～47全 48い、は～り 49全 50ろ～ほ₃、ほ₅～る₆ 51い～ろ₁、ろ₃～る 52い₁～に₈、へ～む₂、ハ</p>	<p style="text-align: center;">8,029.09</p>

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
埴町	53全 54い ₁ ～ぬ ₂ 、る ₁ 、る ₄ ～わ ₁ 、わ ₅ ～わ ₆ 55い～る ₃ 、よ ₁ ～よ ₂ 56全 57は、ほ～る ₃ 、よ ₁ ～イ、ハ ₁ ～ハ ₂ 80い ₁ ～は ₂ 、ほ ₁ ～ほ ₁₆ 、と、り、る ₁ ～イ ₁ 81ろ ₂ 、に ₁ ～に ₂ 、と～る ₂ 82～83全 84い～ぬ、わ～な ₂ 85い～ろ 86い～ろ、に～と、ぬ ₁ ～ぬ ₂ 、わ～イ ₁ 87全 88い ₁ ～は、ほ ₁ ～む、ロ 89～92全 93い ₁ ～へ、る ₁ ～た ₄ 94に ₁ ～り、ハ ₁ ～ハ ₂ 95い ₁ ～い ₂ 、ろ ₂ ～る ₁ 、わ、か ₂ ～む ₂ 、ロ 96い ₁ ～は、ほ～ね 97全 98い ₁ ～と ₃ 、ち ₂ ～た、ね ₅ 、う ₂ 、お、イ ₂ 99い ₁ ～ほ、と～た、そ～ね、ら～く ₂ 100い ₁ ～に ₆ 、へ、る ₁ ～よ、れ、そ ₂ ～つ、ら ₁ ～ら ₂ 、う ₁ ～う ₄ の ₂ ～お ₁ 、く～こ、て ₁ ～め ₂ 、ハ ₁ 、ハ ₃ 101い ₁ ～ほ、ち ₁ ～わ ₂ 102ろ ₁ ～つ、う、や～け 103～104全 105い ₁ ～い ₂ 、ろ～は ₂ 、へ～え 106い～ほ ₂ 、と、る ₁ ～る ₃ 、よ～む ₃ 、の～ふ 107全 108い～に、へ～る ₂ 、か ₁ ～れ、イ 109い ₁ ～へ ₂ 、ち～る ₂ 、そ～ら、ハ 110い～れ、そ ₂ ～な ₂ 111ほ ₁ ～ほ ₂ 、へ ₁ ～ち ₂ 、り ₁ ～ぬ ₁ 、る ₇ ～る ₈ 、か ₁ ～か ₅ 、た～な ら ₃ ～む、う ₄ ～う ₈ 、の ₁ ～ま ₂ 、こ ₁ ～め ₂ 、め ₄ ～ひ ₂ 112い ₁ ～と、る ₁ ～わ、よ ₁ ～つ 113全	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
鮫川村	<p style="text-align: center;">計</p> <p>114い₁～ろ、に₁～れ 115い、は₁～は₄、に₅～わ₁、わ₄～れ₃ 116い～へ₁、と₁～と₁₅、る₁～そ 117ろ、ほ～ち、ぬ～る₁、た～そ、む₁～う₂、ロ 118全 119い₁～い₄、わ₁～イ 120い～は₂、へ～る₂ 121～122全 123い～ほ、と～た、そ、ロ 124ろ₁～へ₂ 125全 126い～ぬ、る₃ 127ろ～は、ほ₁～へ₁、へ₃～と、ぬ、わ₂～な 128い₁～い₂、い₄～ぬ、る₃～わ₂ 129は、ほ～へ₂、ち～た、ハ 256ろ～や、イ 258全 266ろ₁～ふ₄、こ₂～ひ 267ろ～お₃ 268全 269い～む₃、の～く、ま～こ 270全 271い₁～い₃、は～ち₅、る₂、か₁～つ₃、な₁～む₂、う₂～さ、め し₁～ひ、せ～す₂、ロ～ニ 272い₁～ぬ、る₂、か₂、よ₂～こ 273い₁～い₂、ろ₂、に₁～お、け₁～け₄、え～あ</p>	<p style="text-align: center;">3,056.13</p>

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積
総 数		502.96
棚倉町	計	196.12
	10わ 15ち～る、か～そ 16は～ほ、ぬ、か～た 24り ₁ ～ぬ 25は～に、わ ₁ ～か、れ～つ 26へ ₄ 、そ ₈ 27ろ～ほ 28い～ろ 31む ₂ ～む ₃ 36い、へ～わ 38ほ～ち	
矢祭町	計	50.60
	60と～り	
塙町	計	256.24
	54ぬ ₃ 、る ₂ ～る ₃ 、わ ₂ ～わ ₄ 、イ ₁ ～イ ₂ 55わ～か 84る ₁ ～る ₂ 85に ₁ ～な 86る ₁ ～る ₄	

(3) 伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			32.49	択伐とする
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林	棚倉町	15ち、り、る、か、 よ、た、そ 16は、ほ、ぬ、た 27は、に、ほ 28ろ 31む ₂	32.49	

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考	
					面 積	材 積			
						針葉樹	広葉樹		
開設	総 数		21路線	50,560					
	自動車道	棚 倉 町	久 慈 川 林 道 久 慈 川 支 線	5,000	239.71	43,998	3,383		
			日 山 沢	2,000	195.89	48,834	5,389		
			小 中 沢	2,500	117.54	26,565	4,337		
			中 之 沢 入	3,500	148.46	32,473	1,711		
			白 子 川	2,000	177.32	35,831	7,656		
		計		5路線	15,000				
		矢 祭 町	地 の 平	5,000	147.44	29,710	2,639		
			ヤ ギ 沢	400	42.80	10,769	476		
			高 笹 山	700	88.37	20,877	975		
			ミ ハ リ ノ 沢	2,000	169.07	27,075	3,454		
			高 野 谷 地	2,000	109.21	21,955	3,369		
			宝 地	2,000	96.14	13,907	1,801		
			コ ブ ノ 川	2,000	148.35	33,720	756		
		計		7路線	14,100				
		埴 町	田 代	2,000	171.06	38,397	2,017		
			八 溝 川	5,000	245.02	53,104	9,475		
			矢 殿	2,000	242.82	22,006	15,122		
			オ カ ス ノ 沢	2,000	144.19	32,473	1,508		
			立 石	1,500	104.99	24,157	2,032		
			鬼ヶ類・鎌田 (鎌田)	4,000	225.22	33,175	10,293		
			石堀子林道 石堀子支線	2,000	187.58	41,034	3,847		
	黒 下		960	42.94	6,931	288			
	計		8路線	19,460					
	鮫川村		遠ヶ龍	2,000	131.74	28,390	91		
	計		1路線	2,000					

単位 延長：m、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
拡張	総	数	35路線	19,200				
	自動車道 (改良)	棚倉町	旗宿・金山 (伊香沢)	600				CB 横断溝 舗装工 外
			大森	1,000				
			茗荷(鹿又)	800				
			鬼ヶ類・鎌田 (鬼ヶ類)	1,200				
			不動沢	400				
			高内	600				
			戸中	800				
			厨川	600				
			白子川	1,000				
			小太郎沢	200				
			中ノ沢	200				
			極楽沢	400				
			樺沢	200				
			樺沢林道樺沢支線	200				
			厨川林道厨川支線	800				
	計	15路線	9,000					
	矢祭町	追分	800					
		ヤギ沢(追分)	600					
		茗荷(茗荷)	1,000					
		桶地	400					
		高笹山	800					
	計	5路線	3,600					
	塙町	茗荷林道茗荷支線	400					
		茗荷林道茗荷支線 茗荷分線	600					
		鬼ヶ類・鎌田 (鎌田)	1,200					
		ヤギ沢(干泥)	200					

単位 延長：m、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域		備 考	
					面 積	材 積		
						針葉樹		広葉樹
拡張	自動車道 (改良)	埜 町	大 平	400				CB 横断溝 舗装工 外
			畑 の 沢	600				
			片 貝	400				
			石 堀 子	400				
			北 沢	200				
			折 籠	500				
		計	10路線	4,800				
		鯨川村	越 虫	400				
			草 木	400				
			青 生 野	400				
			唐 露	400				
			井 堀	200				
		計	5路線	1,800				

別表7 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(1) 所在及び面積等

単位 面積：ha

所 在		面 積	備 考 (該当する保安林種)
市 町 村	地 区		
総 数		6,370.05	
棚 倉 町		2,306.00	
	(3~5、7~14、23~27) (29、34、35)、36、37、(38) (15、16、28、31)	1,705.15 586.50 14.35	水かん 1,704.73 土流 586.17
矢 祭 町		475.94	
	(58~63)	475.94	水かん 475.94
埴 町		3,577.67	
	(51~57、88~94、96、97) 39~41、(42~46) (100)	1,987.34 1,578.53 11.80	水かん 1,970.37 土流 1,578.53 土崩 11.48
鮫 川 村		10.44	
	(115) (117、128、129、270)	5.90 4.54	土崩 3.06

(注) 地区欄の数字は林班で、() は区域が林班の一部であることを示す。

本表に該当する森林

項 目	略 称
水 源 かん 養 保 安 林	水 かん
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 流
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	土 崩
砂 防 指 定 地	
山 地 災 害 危 険 地 区	

(2) 留意すべき事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は、小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	19,033	
水源かん養のための保安林	16,753	
災害防備のための保安林	2,198	
保健・風致の保存等のための保安林	231	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

8-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除 別	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由	
		市 町 村	区 域 (林 班)			
指定	総 数			12,621.42		
	水 かん	計			12,602.33	水 源 の かん 養
		棚 倉 町		1、2、3、4、5、7、 8、9、10、11、12、 13、14、15、16、 17、18、19、20、 21、22、23、24、 25、26、27、28、 29、30、31、32、 33、34、35、38	2,771.82	
		矢 祭 町		58、59、60、61、 62、63、64、65、 66、67、68、69、 70、71、72、73、 74、75、76、77、 78、79	2,179.96	
		埴 町		43、44、45、46、 47、48、49、50、 51、52、53、56、 57、80、81、82、 83、84、85、86、 87、88、89、90、 91、92、94、95、 97、98、99、100、 101、102、103、 104、105、106、 107、108、109、 110、111、112、 113	4,645.22	
		鮫 川 村		114、115、116、 117、118、119、 120、121、122、 123、124、125、 126、127、128、 129、256、258、 266、267、268、 269、270、271、 272、273	3,005.33	
	土砂流出	計			16.83	土砂の流出の防備
		埴 町		57	16.83	
	土砂崩壊	計			2.26	土砂の崩壊の防備
		鮫 川 村		115、270	2.26	

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域			
棚 倉 町	3、4、5、7、8、9、10、 11、12、13、23、24、 25、26、27、29、30、 33、34、35	20	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
埴 町	46、51、52、53、54、 55、56、57、88、89、 90、91、92、93、94	15	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
矢 祭 町	58、59、60、61、62、 63、64、65、66、68、 70、71、72、74、75、 76、77、78、79	19	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
鮫 川 村	114、115、116、117、 118、120、121、122、 123、124、125、126、 127、128、129、256、 258、266、267、268、 269、270、271、272、 273	25	本 数 調 整 伐	
合 計		79		

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		4,151.04	別表11、12 のとおり	
	棚 倉 町	3～5、7～14、 23～27	1,704.73		
	矢 祭 町	58～63	475.94		
	埴 町	51～57、88～ 94、96、97	1,970.37		
土砂流出	総 数		2,164.70	別表11、12 のとおり	
	棚 倉 町	29、34～38	586.17		保 健 林 59.92 砂防指定 3.75 県立特2 262.05 県立特3 25.44
	埴 町	39～46	1,578.53		砂防指定 12.17 県立特2 152.44 県立特3 100.41
土砂崩壊	総 数		14.54	別表11、12 のとおり	
	埴 町	100	11.48		砂防指定 1.13
	鮫 川 村	115	3.06		
保 健 林	総 数		230.77	別表11、12 のとおり	
	棚 倉 町	24～26、36、 38	142.03		土砂流出 59.92 砂防指定 3.75 県立特2 86.44 県立特3 33.95
	矢 祭 町	60	50.60		県立特1 43.59
	埴 町	54～55	38.14		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
砂防指定	総 数		37.17	別表14 のとおり	
	棚 倉 町	15～16、27～ 28、31、36、 38	18.43		土砂流出 3.75 保 健 林 3.75 県立特2 4.08
	埴 町	43～45、100	13.62		土砂流出 12.17 土砂崩壊 1.13
	鮫 川 村	115、117 128～129	5.12		
県立特1	総 数		43.59	別表13 のとおり	
	矢 祭 町	60	43.59		保 健 林 43.59
県立特2	総 数		446.19	別表13 のとおり	
	棚 倉 町	25、36～38	293.68		土砂流出 262.05 保 健 林 86.44 砂防指定 4.08
	埴 町	39、41	152.51		土砂流出 152.44
県立特3	総 数		161.69	別表13 のとおり	
	棚 倉 町	25、37	61.28		土砂流出 25.44 保 健 林 33.95
	埴 町	39、41	100.41		土砂流出 100.41

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
保 健 林	保 健 保 安 林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐
土砂崩壊防備保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 県立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表14 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「福島県砂防指定地等管理条例施行規則」（平成15年3月24日付け 福島県規則第21号）